島根沿岸海岸保全基本計画及び隠岐沿岸海岸保全基本計画の概要

令和8年7月

■海岸保全基本計画とは

- 海岸法に基づき、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸の保全を行うため、国は海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針である「海岸保全基本方針」を定めています。
- 本県では、この基本方針に基づき、島根沿岸と隠岐沿岸における「海岸の保全」や「海岸保全施設の整備」に関する基本的な事項を定めた「海岸保全基本計画」を策定しています。

洗濯岩（松江市）

国賀海岸（西ノ島町）

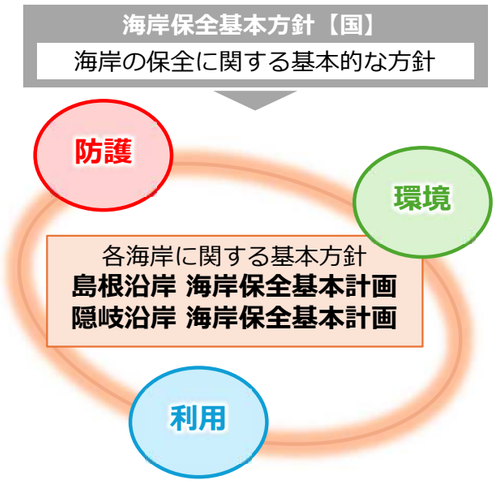

■計画の策定及び改定の経緯

- 平成15年に島根沿岸海岸保全基本計画及び隠岐沿岸海岸保全基本計画を策定してから、海岸法の改正や海岸保全基本方針の見直し等が行われた際に、計画の見直しを行ってきました。
- 今回、海岸保全施設等の整備において、気候変動による影響を考慮した対策へ転換することから、新たな計画への見直しを行いました。

海岸法の制定（昭和31年）	・津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施
海岸法の一部改正（平成11年）	・防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設 ・地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設 ・海岸法の対象となる海岸の拡張（一般公共海岸区域の創設） ・国の直轄管理制度の導入

島根沿岸・隠岐沿岸海岸保全基本計画（平成15年３月策定）

海岸法の一部改正（平成26年）	・減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進 ・海岸保全施設の適切な維持管理の推進 ・水門、陸閘等の操作規則等の策定等 ・海岸協力団体制度の創設

島根沿岸・隠岐沿岸海岸保全基本計画（平成29年３月改定、令和３年３月一部改定）

令和２年７月	気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言
令和２年11月	海岸保全基本方針の変更
令和３年７月	海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令
令和３年８月	気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について（通知）

島根沿岸・隠岐沿岸海岸保全基本計画（令和８年７月改定）

■海岸保全の方針

防護面

- 島根沿岸及び隠岐沿岸は、日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域ですが、高潮や津波、侵食等による災害から背後地の人命・財産等を守るため、海岸保全施設の整備等に取り組みます。
- 海岸保全施設の整備等にあたっては、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や外力の変化などに対応した堤防の整備や面的防護方式による対策等を行います。

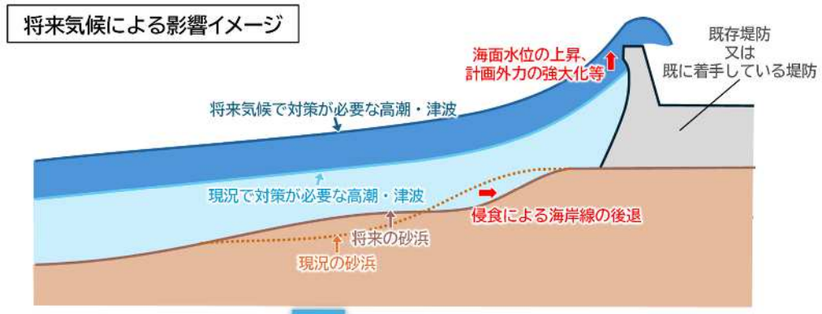

既存の堤防等を活かしつつ、将来気候に対応した整備を検討

■既存堤防等の改良

既存堤防の構造等を活かし、嵩上げや盛土、法面被覆等を検討。

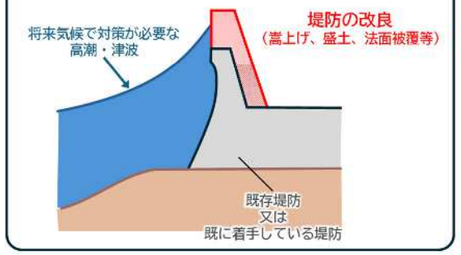

■面的防護方式等の対策

既存堤防等の改良が困難な場合や、景観や環境、利用状況等への配慮が必要な場合は、離岸堤や人工リーフ等による対策を検討。

侵食等の影響が防護面に支障をきたす場合は、養浜やサンドリサイクル等による対策を検討。

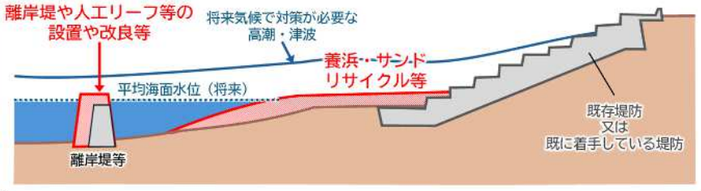

環境面

- 気候変動の影響による海面上昇等は、砂浜の消失を引き起こすなどにより、沿岸の貴重な生物の生息・生育環境に大きな影響を与えるおそれがあります。
- 貴重な自然環境資源や生態系の基盤となる藻場等への配慮、優れた海岸景観との調和を図り、郷土色豊かな海岸環境の保全に努めます。

知夫赤壁（知夫村）

利用面

- 海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場、交通・運輸の場など多種・多様な利用が行われています。
- 誰もが快適に海岸を利用するため、海岸の利用増進に役立つ施設や飛砂防止施設の整備等に取り組むとともに、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発等に努めます。

岐久海岸（出雲市）

■計画の見直し

- 地域や社会情勢、気象・海象など海岸を取り巻く状況の変化により、必要に応じて計画の見直しを行います。特に、気候変動の影響は不確実性を有していることから、国や海岸管理者等との連携のもと、最新の知見等の情報収集に努めます。